

革新自治体と社協活動（Ⅱ）

——京都府社協の場合を中心として——

井岡 勉

- 一 問題の提起
- 二 革新自治体と社協の理念
- 三 革新自治体の成立と社協の対応・変化
- 四 長期革新自治体下の社協活動
- 1 京都府社協分析の意義
- 2 京都府社協の展開過程
 - (1) 第一期（一九五一年～五八年）以上前号
 - (2) 第二期（一九五九年～六七年）本号
 - (3) 第三期（一九六八年～現在）以下次号
- 3 京都府社協の到達点と課題
- 五 結 語

(2) 第二期（一九五九年～六七年）

I 組織・財政

一九五九年三月一六日、府社協第四三回理事会において、一般会計予算案審議の中で、毎年府よりの交付を期待して二〇〇万円を事業費に組込む例について論議された。その結果、全くの不確定財源を以て予算を作成することを改め、

一九五九年度より確定財源によつてのみ予算を組む方針を決定した。そしてその理事会の席上において、坂内会長（代理出席者）より辞意表明が行なわれた。同会長の辞意の理由は、客観的には任期中に府社協の財政窮迫を開闢しえなかつたことによるものと考えられる。つづいて、同月二〇日の第四回理事会において、神川府民生労働部長（理事）より後任会長として湯浅佑一氏を推せんする旨陳述があり、これを契機として事態は急拠その実現の方向に傾いていった。四月一二日には第一回評議員会が開かれ、ここに第四代会長として湯浅氏の就任が決定した。湯浅氏は関西の財界人であるが、蜷川知事とは府立一中時代から師弟関係にあつて、同知事の信任厚く、一九五八年より府公安委員長に迎えられていた。

湯浅会長の就任によつて、府社協はようやく革新府政との関係が好転し、前期の運営混乱・不安定期から第二期の体制再建期を画することとなつた。このことを可能にした条件としては、つぎの三点が考えられる。第一は、府社協がその創設以来長年にわたつて革新府政に対して財政援助を要請し続けてきたことであり、これに対しても革新府政としても、財政再建期にあるとはいへ、何らかの応答を迫られていたことである。第二は、これまで両者の提携関係が基本的に欠落していたといえ、世帯更生資金貸付事業の制度化を通じて両者のつながりは否応なしに増してござるをえず、その中で革新府政としても民間社会福祉業界最大の統一組織である府社協に対する一定の方針と働きかけを必要とするに至つたことである。第三は、革新府政において、財政再建にともない中央政府の干渉により行政機構の縮小を余儀なくされていつたが、その中で一九五八年四月には蜷川知事が三選され、民生労働部長と企画管理部長の中央人事を排除することになった。財政再建期の中央人事拒否は補助金を通じての圧力もあり、勇気のいる態度であった。これ以後、京都府はその自主的な人事権において前進した⁽¹⁾といふ。ともあれここで重要なことは、自主人事としての民生労働部長の登用により、革新府政の府社協に対する主導的な働きかけがはじめて行なわれた事実である。

さて湯浅会長を迎えてより、革新府政からの財政援助も年々増加し、府社協の運営はそれまでの混乱から脱して、一

定の安定を取戻した。一九五九年度には事務局規程が改正され、事務局部制は総務部と事業部の二部制となつた。一九六〇年度には従来の委員会規程を廃して、委員会・種別部会規程が整備された。一九六一年五月には前府立洛北寮長の松村清次氏が常務理事として選任された。同氏の常務就任によつて、事務レベルにおける府当局との結びつきは緊密化することとなつた。一九六四年三月末には石川事務局長が退職し、同四月その後任に松村常務理事が就任した。

同年五月二三日、府社協事務局に職員組合が結成された。それは府社協創立以来の大きな変化の一つであったといえる。事務局職員はこれまで一三年間にわたつて、未組織、無権利状態におかれ、低賃金のもとに抑えこまれていたが、組合の結成により、労使関係の近代化、賃金・労働条件の改善、職場の民主化は大きく前進することとなつた。さらに同組合は民間社会福祉業界における未組織労働者の組織化、日社職組京都支部の結成（一九六七年三月）、革新府政の福祉施策拡充にむけて努力を傾げていくこととなるのである。

一九六五年度には、再び窮屈化してきた府社協の財政を強化するため、財政対策委員会が設置され、また職員組合の結成に対応して就業規則を作成するための制度調査委員会が設置された。そして翌六六年度には、財政対策委員会の答申にもとづいて会費改訂が行なわれ、就業規則についても制度調査委員会からの成案をえた。

一九六七年九月、行政管理庁は共同募金に関する再勧告を行ない、その中で共同募金の施設・生計困難者配分（平均三三%）が少なく、社協配分（平均六七%）が過半数を占めていることを指摘し、とりわけ社協事務費・人件費配分が不適当であるとして批判した。これに対して中央共募・全社協は直ちに共同声明を発表し、反論を試みたが、すでに社協配分に対するマスコミ・世論の批判はきびしく、全国の社協関係者は窮地に追い込まれていつた。再勧告の論調は、施設・生計困難者に対する国の施策拡充の責任をたなあげにして、共同募金運動を慈善的・施与的な方向に固定化するとともに、開拓的な民間地域福祉活動の意義を看過するものであつた。しかし再勧告をめぐつて、マスコミ・世論が社協に組みしなかつたことは、これまで社協活動がいかに地域の中に根づかず、住民の支持をからえていなかつたかを証

財政年度別収支算定表(四)

第1表 府社協一般会計決算状況(第1期および第2期)

単位千円

時期	年度	収 入					支 出					次年度 繰越	
		収入総額	府補助金		会 費	共同募金	その他の	支出総額	会議費	事務費	事業費	その他	
第一期	1951	4,447		单費	制度		3,800	647	4,447	54	3,477	815	100
	1952	3,091	500	500			2,500	91	2,951	104	2,049	722	75
	1953	3,897	150	150		279	2,620	846	3,897	120	2,445	1,230	100
	1954	3,917	250	250		572	2,560	535	3,907	102	2,453	1,001	349
	1955	3,380				554	2,279	545	3,380	45	2,239	995	100
	1956	2,878	116	116		351	2,250	161	2,875	75	1,998	781	20
	1957	2,917	100	100		376	2,000	441	2,872	60	1,952	660	200
	1958	3,122	20	20		398	2,000	702	3,092	79	1,860	602	550
	1959	3,061	510	510		375	1,900	274	2,982	94	1,817	840	230
第二期	1960	4,093	1,000	1,000		320	2,000	771	3,938	80	2,070	1,227	560
	1961	5,084	1,500	1,500		394	2,000	1,189	5,010	99	2,179	1,569	1,162
	1962	5,417	2,000	2,000		435	2,000	981	5,363	86	2,334	2,169	73
	1963	5,912	2,665	1,596	1,067	401	2,000	844	5,903	119	3,269	2,069	773
	1964	7,046	3,060			419	2,500	1,066	7,012	111	3,563	2,659	678
	1965	8,577	4,262	2,500	1,762	433	2,750	1,129	8,481	112	3,789	4,071	508
	1966	10,003	4,944	3,000	1,944	823	2,850	1,385	9,856	92	2,988	5,949	826
	1967	12,223	5,595	3,500	2,095	830	2,850	2,945	12,089	94	3,398	7,858	737
													134

各年度決算書より作成。

※ 収入における「その他」には、寄付金、全社協委託金、事務受託団体分担金、特別会計繰入れ金、雑収入、前年度繰越し金などを含む。

※ 支出における「その他」には、全社協分担金、特別会計繰出金、前年度歳入補てん費(1954年度)を含む。

※ 1965年度以降、地区組織育成強化費を事業費に含めた。

※ 1966年度事務費が前年より減少しているのは、同年度から福祉活動指導員の給与費が事業費に算入されたためである。

明したものといえる。

こうした中で、全国各段階の社協は態勢のたて直しを迫られていったが、府社協においては事務局レベルの作業として組織機構、事業活動の総点検を試み、一九六七年一〇月末、報告書「府社協の現状分析と改善強化（案）」としてまとめた。報告書のうち、ここでは組織機構にかぎって要点をとり出してみよう。まず会員については、市郡社協、民生委員、公務員、施設、学識経験者、以上六分野から構成されているが、町村社協の脱落、施設の個別加入、会員団体の固定化、京都市域との関係など問題点があり、今後市町村社協を主軸とすること、民生委員・施設の組織加入、新たな福祉団体の加入、郡社協の解消などが必要だとしている。評議員については、定数（一七〇名）が多く、構成が不均衡なので、定数を整理し、各分野の均衡をはかるべきだとしている。役員組織では、理事構成の地域的不均衡、部会・委員会との結びつきが弱い、役員の役割分担がない、などの問題点があり、これらの改善の必要性を指摘している。部会・委員会については、設置数（一二二部会、二連絡会、九委員会）が多く、存続の必然性が薄れているものもあるので、整理再編成し、業種間の横断的専門委員会、全府的視野からの問題別委員会に切替える必要があるとしている。

さらに事務局についても、一九六七年度で一一名（第二期の初年度一九五九年度八名—筆者註）に過ぎず、全国平均一五・二名から大きく落込んでおり、業務量増大の中で健康障害を来たすなど円滑な業務遂行に支障を生じていること、「このままで最低限の広域的機能を維持するのも困難なことを指摘している。このように報告書は、組織体制の機動的再編強化の必要性を提起しているが、それはそのまま府社協第二期における組織上の現状と課題を総括したものといえる。

つぎに府社協第二期における一般会計財政状況の検討に移ろう（第一表参照）。まず府の援助は一九五九年度から府の財政再建が終了した六二年度（予定より一年短縮、同年鶴川知事四選）まで毎年五〇万円づつ上積みされていった。このことは革新府政が「財政再建の基礎をかため、昭和三四年度ごろから次第に積極的な行財政への転換へと前進して

い⁽²⁾った」時期と対応している。それ以降、六四年度には制度補助を含め三〇〇万円台、六五年度四〇〇万円台となり、六七年度には五〇〇万円台に上積みされた。

こうした府社協財政援助強化への背景として、革新府政の行財政の特徴についてみれば、一九六〇年度から六四年度にかけて、中央政府の高度成長政策を批判する視点から、資本高蓄積の強行過程における中小企業の経営困難、農業破壊、過密、過疎、公害、物価上昇など生活困難の進行に対して、府民の経営とくらしを守る防災対策が自主財政を取り戻す努力の中で重点的に展開されていた。さらに一九六五年以降（六六年鰐川知事五選）は、高度成長の矛盾の激化、「社会開発」の宣伝、大資本優先の立場からの不況乗切り策に対抗して「ゆがめられた経済や暮らしをとりもどし、人間尊重とふるさとを守る積極的総合行政」の展開が追求されていったのである。⁽³⁾

この中で主な福祉行政（一部関連施策含む）としては、財政再建期にあっては一九五九年度技能修得資金制度化、府立桃山学園設置（養護・精神児施設）、六〇年度府立洛南寮設置（養老・救護施設）、六一年度高校修学奨励金制度化などが行なわれた。自主財政の回復以降には、六二年度こととの遊び場設置事業、六四年度就職助成費補助、六六年度婦人センター建設、府議会傍聴者のための手話通訳設置、六七年度向日ヶ丘養護学校設立などが進められた。こうして府社協第二期に対応する革新府政の福祉行政は、「福祉行政の民主化を反映して府の単費事業で注目すべきものがみられたと同時に、反面、保守的、反動的なボス組織という裾野の厚い壁をまだくずすことができずに足ぶみをした時期」であつた。いいかえれば、財政再建努力・自主財政回復とともに、遅れていた社会福祉施策を次第に取戻し、その民主的拡充を摸索していた時期とみられよう。このような状況のもとで、府社協に対する一般会計補助金が一九五九年度から六七年度までの八年間に制度補助を含めて一一倍、単費補助で七倍にふえ、都道府県補助金の全国比較においても六六年度には第九位を占めるに至ったことは注目される。そのことは、革新府政の福祉行政において府社協対策をかなり重視して位置づけたことのあらわれと考えられる。

一方、府社協の自主財源としての会費収入については、一九五九年度は三七万円であったが、六六年度改訂で八二万円に倍加した。共同募金配分金についても、一九五九年度一九〇万円から六四年度二五〇万円、六六年度一八五万円と漸増した。その結果、府補助金を含む一般会計総額は、一九五九年度三〇六万円から六七年度一、二三三万円と四倍に伸びている。しかし、府補助金の増大にもかかわらず、なお府社協の財政規模は全国水準に追いつかず、そのうえ人件費をはじめとする財政需要の増大と物価高騰の中で、その運営は年々困難の度を加えていった。ちなみに一九六六年度財政規模は全国都道府県社協中第二七位にとどまっており、その内訳では府補助金がベストテン入りしたのに對し、会費第三五位、共同募金配分金第二三位と、アンバランスな状況を呈している。總じて府社協第二期は財政面で次第に行政依存を強めていくが、そのことは同時に民間自主性に対する一定の規制要因ともなつていったといえる。

II 事業活動

① 概況

府社協の事業活動が久しい停滞状況から脱出しあげたのは、一九六〇年頃からである。六〇年三月末には委員会・種別部会の規程が整備され、一二部会（民生委員、老人福祉、医療、授産、更生、身体障害者福祉、児童、保育、母子福祉、里親、同和、社会福祉事業従事者各部会）、三委員会（資産評価、融資金貸付、世帯更生資金貸付審査）となり、あわせて部会連絡会と地域社協会議が設置された。これ以降、業種別部会を中心とした施設の連絡調整と運動が新たな段階に入っていくこととなる。ただしこのうち、授産部会と同和部会はすでに第一期において形骸化しており、活動の再開に至っていない。また府社協はこれまで財政事情等の制約から、全国・近畿レベル集会地元開催を辞退してきたが、一九六〇年度には一気にこれを引き受け、全国母子寮職員研修協議会、全国更生事業関係者会議、全国養護施設研究協議会、近畿地方養老施設研究協議会などが府社協の当番によりあいついで、開催された。このことは府社協の再起を内外に示したものといえよう。さらに一九六〇年一二月、府社協機関紙『京都の福祉』（月刊）が創刊された。それは府

社協第一期事業活動への転換を告げるトピックスであった。しかしながら、その「創刊のあいさつ——ローマは一日にしてならず——」（湯浅会長）には、「京都府社協が当面している特殊な問題としては、例の一六項目委譲に伴なう事務的な混乱を始めとして、共同募金の不振、世帯更生資金等の償還成績不良、老人クラブの延びの悪るさ、精薄施設、身障児施設の不足等いろいろ数え上げるとやはり際限がないのであります」といった、府社協をめぐる状況のきびしさを伝える文言が記されている。

一九六一年四月、府社協は創立一〇周年を迎えたが、安定を取り戻しつつあるとはいへ、「一〇周年といつてもお祝い気分には到底なれず、毎日を緊張のうちに過しているのが実情である」と、『京都の福祉』第六号（同年五月）は報じている。同年一二月、民間施設職員の低賃金問題を契機として民間施設予算獲得対策委員会が結成され、京都で初の福祉予算増額要求街頭デモが決行された。それ以降毎年予算運動が府社協を足場として統一的に展開されることとなつた。なる予算運動の全国的傾向としては、政府自民党との懸着を次第に強めていくが、京都の統一運動では超党派方式を貫いていたことが特徴である。

一九六二年四月、全社協において「社協基本要項」が策定され、その中で「住民主体の原則」が打出されたが、府社協では市町村社協に対してその普及をはかり、社協の再建と活動転換をよびかけていた。さらに一九六三年度には福祉活動指導員の制度補助が実現し、府社協にも三名の設置をみた。これを契機として、市町村社協強化事業は名実ともに最重要項目に位置づけられることとなつた。

一九六四年度には、府社協事務局において府下社会福祉の総合的発展をめざした「社会福祉計画樹立構想（案）」が作成された。これは、当時経済の高度成長への反省・批判から社会開発、社会計画の必要性が叫ばれてきた中で、京都府下社会福祉運動の組織化と福祉施策への方向づけを意図して提起されたものであり、一九六五年度を初年度とする三ヵ年計画により、社会福祉問題・対策の実態調査、分析研究および福祉白書づくり、福祉計画の策定を展開しようとする

る構想であった。⁽³⁾一九六五年度には、構想のうち実態調査と白書づくりが事業計画にとりあげられ、福祉白書シリーズ第一集「暮らしを守ろう—社会福祉の現状と問題点」、第二集「機業地の生活と福祉」の刊行となつた。ひき続き一九六六年度には第三集「みんせい委員の声」、第四集「婦人と子どもの福祉問題」、第五集「社協活動事例集」「一九六七年度には第六集「民間施設職員の給与・労働条件実態」、第七集「社協活動その考え方」があいついで刊行された。

かくて「社会福祉計画樹立構想」三ヵ年計画は、結局社会福祉白書づくりの段階にとどまつた。これらの白書は、それぞれ福祉問題の実態・対策の現状について問題提起の役割を果たし、活動の方向づけに役立てられた。白書づくりの結果は一定の反響をよびおこしたが、運動展開への有効な素材とするには分析視角・内容に不充分さをともなつていた。

しかし白書づくり最大の問題点は、「構想（案）」にあつた総合調整機関としての「社会福祉計画推進委員会」がついに設置されず、白書づくりを社会福祉計画の策定にまで結びつけることなく終つたことである。その失敗は事務局レベルの作業に終始し、府社協全体の組織的取組みに発展させなかつたところにある。問題はその要因であるが、事務局の力量不足もさることながら、府社協全体として運動の視点で組織的の意思統一を固めることができなかつた。事実、白書による福祉問題の提起をめぐって、幹部役員の一部から表現内容が「偏向」しているとのクレームがつけられたりもした。それに加えて、府社協の組織機構が機動的体制に欠けていたこと、きびしい財政的制約が横たわっていたことがあげられる。總じていえば、当時の府社協に社会福祉計画の樹立という壮大な作業を運動の視点からいくくなしうる条件はいまだ成熟していなかつたと考えられるのである。

ところでこの間において、一九六五年五月一日、府社協は京都府・府民生児童委員協議会と共に「憲法と社会福祉を語るつどい」（於府立総合資料館）を開催し、公私福祉関係者約四〇〇名が参加した。この開会あいさつの中では湯浅会長は、つどいが憲法第一五条をふまえて住民の暮らしを守るという立場で開かれたいことをのべ、平和憲法を守ることは日本経済の発展にとっても重要であり、つどいの課題はILO一〇二号条約と取組むことであると指摘した。また

蜷川知事は「くらしと憲法」と題して講演し、國の主人公は國民であり、地方自治においても住民が主人公だと憲法が定めており、くらし自身、くらしの周辺、くらしの土台を守り高めていくのは憲法の精神であることを強調し、「憲法をくらしの中で生かしていく」とよびかけた。⁽⁶⁾ 同年は革新府政が憲法と地方自治擁護の方針を明確に打出した年であるが、これに呼応して府社協が催しを行なったことは、革新府政との提携関係の進展を示す画期的指標であるとともに、府社協が憲法擁護をはじめて正面からとりあげたものとして注目される。

一九六六年には、市町村社協に対する福祉活動専門員の設置が制度化され、同時に市町村社協法人化が一体的に進められた。これによって、府下市町村社協における組織・活動体制強化への気運はにわかに高まつていった。

一九六七年度には、共同募金運動二〇周年特別事業として、二二七万円の特別配分をうけ、子どもの交通事故防止、遊び場整備運動が府下一円に展開されていった。また前述の行政管理庁の「再勧告」を契機に、郡社協の改廃が論じられるなど、社協活動再起の方向が模索された。さらに六七年二月には京都市に富井革新市政が誕生し、その前年の蜷川五選と重なって、ここに府市協調体制が成立した。そうした中で、府社協においては白書づくりをふまえて施設振興の動きが進み、予算運動として府市に対する民間施設の統一要求がはじめて取組まれた。一九六七年はまた民生委員制度五〇周年であったが、府社協としては後に述べる諸種の記念事業参加・実施を通じ、民生委員活動に一定の方向づけを行ないうるに至った。なおこれと関連する世帯更生資金貸付事業については、一九六七年度で累計貸付額は三億七千万円に達し、府社協事業活動全体の中できわ立つて高いウエイトを占めるようになった。

さて府社協第二期における事業活動の概況は以上のようなであるが、その成果と問題点については、前述の「府社協の現状分析と改善強化（案）」が明らかにしている。それによれば、まず成果として①広域の連絡調整、②福祉白書・機関紙など調査広報活動、③福祉活動指導員による市町村社協の育成、④低所得対策のかなめとしての世帯更生資金貸付、
⑤民生委員アンケートなど民生委員活動の方向づけ、⑥部会活動、予算運動による施設振興、⑦事務受託団体の育成、

等々の部面でまずまずの前進をかちえてきたとしている。また問題点としては、①各業務分野が複そうをきわめ、浅く広くなつて充分効果をあげていらない、②地域福祉部門と種別部門の事業活動に統一を欠く、③全府的視野の計画がない、④団体事務受託等の業務が過重である、⑤組織・事務局体制の不備と財政的保障の欠如、などの弱点を指摘している。そして事業活動改善強化の方向として、①社会福祉活動の総合的推進の役割強化（調査広報、企画、連絡指導）、②事業活動の重点的再編成、③地域福祉活動と広域的問題対策活動との統一的展開（広域社会福祉計画の樹立）、④運動の武器としての直接サービス事業の重視、⑤各福祉分野の自主組織活動の強化と大同団結、⑥府社協組織・財政・事務局の強化を提起している。

総じて第二期の事業活動は、第一期のそれに比べて、革新府政の財政的テコ入れと府社協組織体制の再建、主体的条件の生成、学者・研究者の動員・協力などによりかなりの進展をみせたことは確かである。しかしその営みは、長年の遅れを取り戻し、全国水準に近づく努力の過程にあつて、組織的・財政的保障がなお不充分なままで、事業活動の指向とその展開にやや背伸びのきらいがあり、随所に無理をともないがちであった。そして社会経済の激変の中で、事業活動の広汎化・平板化という旧来のパターンから脱皮し、運動体社協への転換の方向に重点的・機動的再編成とその条件整備を迫られるに至つたといえよう。

なお府社協第二期における革新府政の果たした役割については、組織再建への働きかけと財政援助を通じた事業活動の強化とともに、両者の提携関係進展の中で府社協の民主化に一定の影響・作用を及ぼしたことがあげられる。しかし社協を運動体として強化する視点と方針はまだ確立せず、実質的にはこれを行政補完的組織として位置づけるにとどまっていた。その要因としては、第一に府下民間社会福祉分野におけるボス支配がなお強固なことであり、その中で府民の団結を強めながら権利とくらしを守るという革新府政の方針が、社協関係組織の中に適用・浸透し難かったとみられる。第一には、革新府政の府民の団結強化という最高方針にもかかわらず、府当局の中に事務的・官僚的発想が残存し

ており、社協を行政補完的な事業活動の実績によって評価する、という認識から抜けきれていたことである。他面第三には、府下市町村社協がまだ弱体であり、府社協の指導上の力不足もあって、きわどった成果をあげていなかつたことが、府当局の対社協認識を規定していたとみられる。それに府社協財政・事業活動に占める世帯更生資金貸付事業の巨大な比重からしても、また府社協財政における行政依存の増大という面からみても、社協を行政補完的組織としてとらえて無理からぬ客観状況にあったといえる。

以上の概況をふまえて、つぎに第一期における主な事業活動の展開過程を検討してみる。

②地域福祉活動の組織化

一九五九年四月、保健福祉地区組織育成中央協議会（以下「育成協」と略す）が発足し、全国・都道府県社協組織に重ねる形でその組織整備が進められた。育成協が官制的「健民福祉運動」の新展開を指向する中で、社協に対して組織化機能をもちこんだことは、よく知られている。⁽⁷⁾

府社協においても、一九六〇年一月育成協府連絡会の事務受託を理事会決定し、五九年度末から六〇年度にかけて、保健福祉問題地図の作成、推進地区指導（大江町、亀岡市、東山区三条地区、三ヵ年指定）、指導者研修会などを開始した。これらの試みは充分な成果をあげたとはいえないが、地域福祉組織化の経験をもたらし、市町村社協活動への導入、適用に結びついていくこととなつた。

一九六〇年度には、地区社協会長・常務理事会議（郡市社協対象）、地区社協事務担当者会議（郡市区対象、府下三カ所）が久しぶりに再開され、連絡提携の回復がはかられた。これまでこの種の会合がとぎれていたため、郡市社協の側では自主組織、城丹社協連絡会をつくって意見交換の場とし、府社協にも出席を求めて連絡を保つ状況であった。こうして府社協に対し不満・不信の念を高めていたところから、再開された会長・常務理事会議は「へき頭から大荒れ」であったという。⁽⁸⁾

一九六二年度には、府社協の都市社協、一部町村社協に対する出張指導が漸増した。しかしそれらの内容は、年一回の社協総会などに出むいて、一般的方向づけを示す程度であった。また同年度から市町村社協の心配ごと相談所に対する制度補助が具体化し、府下二カ所（舞鶴市、網野町）が補助対象となつた。育成協事業としては、推進地区の問題地図・統計資料にもとづく地区診断が普及していった。育成協指導者研修会でも地区診断と共同福祉計画のワークショッピングが試みられいる。

一九六二年四月策定された「社協基本要項」は、府社協の市町村社協強化事業に大きな転機をもたらした。「基本要項」は「住民主体」の組織原則を提示し、社協の基本的機能を組織活動におき、市町村社協を基本単位としたことなどにその特徴があった。たしかにその「住民主体」規定は不徹底・不明確であつたし、一見モダンな表いの「基本要項」もその本質において支配と効率の論理から自由である筈もなかつた。しかしそれは他方で、これまでの社協民主化への地道な実践努力を一定反映したものであり、その積極面において現場実践家たちに励みを与えたことは事実であった。⁽⁹⁾

府社協においても、一九六二年度には「地域組織活動の強化」を最重要事業とし、「住民主体の原則」に沿つた社協の再建、活動の具体化を期して、郡市区町村社協会長会議（府下三ブロック）を新設した。同時に、育成協推進地区と重ねて社協モデル地区三カ所を指定し、一般地区をも含めて「個別指導」を強化した（指導回数三〇回）。こうして、市町村社協の組織整備、活動刷新、財政確立への気運がようやく生じ始めた。⁽¹⁰⁾

当時の社協モデル地区の状況についてみれば、まず網野町社協では会員一千名を確保、自主財源百万円を造成し、府下町村レベルで唯一の独立事務所・専任職員二名を有して、心配ごと相談、短期融資、老人クラブ育成、問題地図作成、地区診断を重点事業として展開していた。向日町社協では、人口急増とともに乳幼児対策のニード調査、環境美化運動、老人クラブ育成と取組んでいた。また野田川町社協では、府下初の善意銀行設立の準備を進めるとともに、主婦を中心とした健康問題の地区別懇談会を試み始めていた。⁽¹¹⁾

なお一九六二年七月には京都市社協（六一年三月法人化）において会長に中川喜久氏が就任（内藤清次郎氏の後任）し、同年一二月市民生局から独立事務所へ移転（中京区土手町竹屋町）、六三年四月には専任事務局長に岸田亨氏が着任するなど、組織体制が整えられた。

一九六三年度には、府社協に制度補助で福祉活動指導員三名が設置されたことにより、市町村社協強化事業は本格的なスタートを切った。同年八月、府社協事務局は「市区町村社協活動推進計画（案）」を作成してその実施に備え、九月以降活動を開始した。⁽¹⁴⁾ まず都市町村社協会長など「集団研修」の場に事例研究をとり入れ、社協体质改善の論議を方향づけた。また特別モデル地区九ヵ所を設定し、調査活動、住民福祉懇談会、組織整備などにつき延六一回にわたり個別指導を行なった。モデル地区以外の社協に対する「一般指導」も延四八回を数え、京都市を除く四二町村社協のうち、指導未実施は一〇町村を残すだけとなつた（対区社協指導は京都市社協の活動と重複するため中止）。こうして、六三年度の個別指導は前年度に比べ飛躍的に増大した。その結果、住民アンケート、問題地図などによる調査活動が活発化し、同時に社協再建、体质改善の動きが各地に広がつた。⁽¹⁵⁾

このうち調査活動については、同年度の育成協地域活動推進会議でも方向づけられているが、とくに住民アンケートは八木町社協をはじめ、夜久野、三和、和知、久美浜町各社協で実施され、一種の住民アンケート・ブームを現出した。⁽¹⁶⁾ 住民アンケートの結果については、例えば八木町社協のそれは、高度成長政策のもとで農村住民の大半が生活の苦しさを訴え、家計、子どもの問題、病気、住宅、嫁ギキン、老後の不安などさまざまの悩みをかかえており、また生活の苦しい住民階層ほど社会福祉諸制度が知られていないこと、などを明示している。⁽¹⁷⁾

以上のように、一九六三年度には府下社協活動は、府中部以北におけるいくつかの町村社協を中心に一定の進展を見せたが、それとてまだ暗中模索の不安定状況にあつた。しかも全体としては、組織・財政ともに脆弱で行政依存と活動の停滞から脱皮できず、全国水準からの大きな立遅れを取り戻せないでいた。⁽¹⁸⁾

一九六四年度には、従来未分化であった郡市社協関係会議が分離され、それぞれ郡社協会長・常務理事会議、市町村社協会長・事務局長会議が開かれた。前者の場では、各郡社協とも管内町村社協の育成に力点を置いていることが報告されたが、関連して郡社協の存続をめぐる論議が展開された。そのことは、郡社協が「基本要項」の中で「中間組織」として派生的位置づけられ、実体としても各府事務所民生課に全面依存しており、町村社協の再編強化過程でその存在理由が内外から問われてきたものといえよう。後者の場においては、市町村社協共通の悩みとして、専任職員の確保と待遇、財源難の問題に論議が集中し、助成方策の実現が強く訴えられた。⁽¹⁶⁾

六四年度の市町村社協に対する個別指導は、モデル地区、一般地区を含めて延六八回で、前年度に比べてかなり減少している。それは前年度の経験にもとづく量的調整もあるが、主として業務量の増大による人手不足および財政難から抑えられたことによる。

そうした中で、市町村社協の注目される動きとして、八木、夜久野、三和各町社協で住民アンケートの結果に対応した問題別委員会が整備された。また野田川町社協でこともの交通事故防止、老人福祉問題アンケートが実施され、住民福祉懇談会、実践活動に結びつける試みが行なわれた。このほか、相楽郡社協で管内七町村一万一千世帯を対象に大規模な住民アンケートが実施され、それを契機に和束町、山城町で社協再建の動きが起こるなど、府南部にも新たな胎動が始まつた。

しかし総じてみれば、府下社協活動は住民アンケートの活用や発展形態の面で大きな壁にぶつかり、結局多くの場合「調査だおれ」あるいは「組織いじり」とどまる傾向にあった⁽¹⁷⁾。

一九六五年度には、新たな集団研修の場として、町村社協代表者会議、郡市社協担当職員研修会、市町村社協専任職員研究協議会がそれぞれ開かれた。とりわけ、絶対数も少なく、孤立しがちな専任職員を結びつける事ができたことは、大きな前進であった。個別指導としては延四八回の実施状況で、前年度よりさらに減少している。この抑制理由につい

ては、前年度のそれと同様である。

市町村社協の特徴的な活動としては、野田川町社協で老人福祉問題アンケートをふまえて、老人と婦人・青年との交流・懇談が進み向日町社協でも交通事故防止のアンケート調査が行なわれた。三和町社協においては有線放送の計画的利用が進み、また相楽郡では住民アンケートの活用を通じた町村社協の再建がひき続き追求されていった。

なお同年度より育成協事業は都道府県を通じた制度補助事業となり、その組織・事業活動は事実上社協の中に吸収されることとなつた。府社協ではその推進地区七ヵ所に対して、調査・話し合い活動の有機的展開を働きかけたが、地域の諸条件とかみあわず、豊かな実践活動を導きえなかつた。⁽¹⁸⁾

一九六六年度には、市町村社協の法人化促進と専門職員設置に対する制度補助開始によって、八木、大江、網野各町社協が法人化と専門職員各一名を確保することとなつた。これは市町村社協関係者の長年の要望であつて、社協活動の遅れを取り戻す道が一步開けたとの希望を抱かせた。それと同時に、法人化と公費補助を通じた社協に対する官僚統制の強化も一方で懸念された。

同年度の市町村社協活動の特徴としては、調査活動がさらに進展し、それと地区別懇談会、実践活動との結びつきが各地に芽ばえていた。すなわち、向日町社協では共働き家庭児の調査を行ない、その結果を広く公表したことが、学童保育所づくりの住民運動をよびおこすこととなつた。和知町社協では農村婦人の健康調査を行ない、婦人の健康を守る地区別懇談会と実践活動につなげていった。三和町社協でも低所得問題調査をふまえて内職友の会を組織化し、また農村機業の導入を一部実現させるとともに、社協活動の「本命」として「社協部落懇話会」の試みを開始した。

一九六七年度には、前述した行政管理庁の再勧告を契機として、府下の社協活動は深刻な反省を迫られていった。集団研修の場でも社協の組織、活動、財政全体にわたる再検討が加えられた。とくに郡社協については、共募配分金の使途における団体トンネル助成の実態からも再びその存立意義が問い合わせられた。⁽¹⁹⁾

同年度には舞鶴市、向日町、野田川町各社協に法人化と専門職員の設置が実現し、前年度とあわせて六ヵ所となつた。また府下唯一の社協未設置であった美山町において、同年七月ついに社協が結成された。加茂町社協の再建も完了した。活動上の主な動きとしては、共募特別配分による交通事故防止・遊び場整備運動が全府的に展開された。また三和町社協の社協部落懇話会をはじめ、福祉懇話会活動が各地に普及していった。

さて、これまで概観してきたように、府社協第二期における地域福祉活動の組織化、市町村社協強化事業は、連絡提携の回復をはかる段階から出発し、多様な集団研修の場を設定して一定の方向づけを提起しうるに至つた。また個別指導のつみ重ねを通じて、社協活動の典型をいくつか育てながら社協の再建、体质改善への動きを広くよびおこしてきた。そうした中で、府下の社協活動が次第に活気づき、試行錯誤を経ながら前進してきたことは確かであろう。しかし市町村社協に対する府社協の働きかけは、量的に不充分なばかりでなく、質的にも組織化原則・方法の一般的強調の域をこえていなかつた。市町村社協の側においても主体的・客体的条件の不備・欠落に規制されて、「住民主体」指向への転回から取残されるところが少なくなかつた。その結果、府下社協活動における一定の進展の反面で、社協間格差が著しく開き、全体としては旧態依然の社協体質が充分克服されぬままに終つた。こうして府下市町村社協の実態はまだまだ全国水準に追いつくまでに至らなかつたのである。つぎに一九六七年時点での府下市町村社協の組織・活動・財政状況⁽²⁾を確認することにより、本項目の結びとしたい。

まず組織の面では、民間人会長社協が全体の三分の二までになり、会員制社協も三分の一にふえてきた。社協法人化の動きも緒につき、専門専任職員の設置は一一ヵ所（独立事務所四）、計一四名となつた。役員組織では、民生委員中心の構成から住民自治会、婦人会を含む巾広い組織構成への改善、小数精銳主義による機能的役員会への切替えなどの動きが現われてきた。また問題別委員会の整備が進み、支部組織確立、社協推進員の委嘱の試みも出てきた。

しかし、これらの反面、市町村長会長がまだ三分の一も残つており、会員制未実施が三分の二にも達し、社協事務局

を行政に依存しているところは四分の三にのぼるということになる。ちなみに専任職員の設置率は一九六五年度で全国平均二八・五%に対して、一四・七%と二分の一の低率にとどまっている。社協の体質改善への努力が払われてきたとはいえ、民間の自主組織としての確立にはほど遠い状況にある。

事業活動の面では、調査活動、住民福祉懇談会、問題別対策活動が普及し始め、多彩化してきた。市町村社協の直接事業もふえ、心配ごと相談所一七カ所、小口貸付・法外援助三〇カ所、善意銀行六カ所、老人憩いの家一カ所となつた。社会福祉大会の開催は一一カ所にふえ、広報活動も機関紙刊行六カ所をはじめ有線放送の利用その他次第に重視され始めた。遊び場づくり、老人ホーム設置促進など施設づくり運動も現われてきている。

しかし、調査活動をはじめ社協本来の組織化活動はまだ試みの段階にあつて、充分な成果をみせていない。直接事業にしても、運動展開への媒体として活用する以前に、それ自体の事務に追われ、本来の組織化活動を圧迫している。多くの社協はまだ行事、団体助成、援護活動の旧来パターンから脱け出せず、中には事業計画、予算すらもたぬ有名無実の社協も数カ所残っている。そして何よりも、社協が住民の中にまだ根をおろして居らず、したがつてまた住民から支えられていないという大きな問題をかかえている。

財政状況（一九六六年度一般会計決算）では、まず収入総額は六市社協で最高一七〇万円、最低一一三万円、平均一九三万円。ちなみに全国市社協の平均はすでに六四年度で二六一萬円であるから、府下の場合はかなり低い。その収入内訳は共募配分金三五・三%、補助金等三一・六%、会費一・三%。町村社協の収入は、最高一七二万円、最低一四万円と格差が甚だしく、平均では六八万円。百万円規模をもつところは、三和町社協など六カ所に過ぎない。全般に財政基盤が弱く、専門専任職員も満足における状況がうかがえる。収入内訳では補助金四七・五%、会費四%、配分金七・七%、寄付金一二・六%などで、六市社協の場合と同じく会費収入の立遅れが目立つ。

六市社協の平均支出内訳は、事務費二八・五%、事業費七一・五%、町村社協では事務費一二・一%、事業費八七・

八%。事務費の比率が低いのは、専門専任職員が少ないためであるが、それが設置されている場合でも中学卒の初任給にも劣るような低賃金であり、身分保障もない。事業費の支出では、援護活動費と団体助成費が多く、前者は六市社協二二・八%、町村社協三三・四%、後者は六市一三・三%、町村九・四%を占める。問題別対策活動費では老人福祉費が六市七・九%、町村一三・八%、婦人福祉活動費が六市七・二%、町村一〇・一%であるが、敬老会、こともの日大会など単発の行事費が大きく占める。こうして支出面からみても、活動体制確立への財政措置の強化、援護、団体助成、行事活動の再検討と本来の組織化活動への転換を要するものといえよう。

③ 民生委員活動推進と世帯更生資金貸付事業

府社協第二期当初の一九五九年一二月には民生委員一斉改選が行なわれ、府下（ただし京都市を除く、以下同じ）一、六九一名が選出された。その内訳で特徴的な現象は、新任率が四〇・二%で全国平均三一・二%を大きくリードし、また婦人の比率についても二六・六%で全国平均二三・六%を上まわっていることであった。⁽²¹⁾ 府社協ではこの一斉改選のあと、五九年度末に府との共催で民生委員研修会を府下三ブロックに分けて開催した。このほか、民生事業委員会を同年度に四回開いたが、全国・近畿民生委員関係集会の参加や世帯更生資金貸付事業の取扱いなど連絡調整を行なつていたに過ぎない。

一九六〇年三月、精神薄弱者福祉法が公布され、民生委員の協力義務が規定されるとともに、同法附則において民生委員法の一部改正がなされ、民生委員協議会（以下「民協」という）に総務一名をおくこととなつた。総務制はかつての「常務委員」制（一九四八年制定民生委員法に規定、一九五三年改正民生委員法において廃止）の復活であり、民協組織と運営のかなめをなすものとして民生委員の間に強く要望されていた。⁽²²⁾

一九六〇年には府社協の部会・委員会規程整備により、民生事業委員会が民生委員部会と改称されことと、機関紙『京都の福祉』を通じて民生委員制度・活動の広報が開始されたこと以外にこれといった動きはない。

一九六一年度には民生委員互助共励事業に対する国庫補助が開始され、同年八月の府社協第二八回民生委員部会でもこの事業の加入を協議している。また同年度より從来の世帯更生運動が「しあわせを高める運動」と改称、民生委員一人当たり二世帯の自立更生など努力目標が示された。同年六月、府社協の当番により近畿ブロック民生委員総務研修会を京都で開催している。

一九六二年度より民生委員互助共励事業に対し、とくに共励事業を重点として国庫補助が増額（前年度一百万円に対して一、二五〇万円）された。ただし民生委員の全員加入を補助の条件としていたので、府社協でも同年四月の第二九回民生委員部会で府下一括加入を確認している。これ以降共励事業による諸研修が拡充されていくこととなるのである。

同年一二月、民生委員一員改選があり、府下一、七三四名が選任された。その内訳では、新任率が全国平均（二一八・二%）⁽²³⁾より約一〇%上まわって三七・九%，婦人の比率も全国平均（二六・五%）より一%高く二七・五%となっていた。このあと、府社協では府との共催で、全民生委員を対象とする研修会を府下一二ブロックで開催した。それは、府社協発足以来の大規模な民生委員研修会となつた。

一九六三年八月、老人福祉法が公布され、民生委員の協力義務が規定された。同年度には共励事業プログラムの拡充として、前年度にひきつづき郡市別民生委員研修会を府下一一ブロックで開催（府と共催）し、また新たに民協総務研修会を開始した。さらに民協実験地区二カ所（網野町、夜久野町）を指定し、調査活動をふまえた民協のあり方につき両地区交換研究集会を開いている。

一九六四年三月、NHKテレビで「曲り角の民生委員制度」が放映されたが、それは民生委員制度・活動に対する批判がとみに高まってきたことのあらわれであった。そうした中で、同年八月の全国民生委員児童委員総会においては民生委員の近代化の問題が大きくとりあげられた。⁽²⁴⁾なお同年七月、母子福祉法が公布され、民生委員の協力義務が規定された。

同年度の府社協共励事業関係としては、定例化した郡別民生委員研修会（一二二ブロック）、民協総務研修会をそれぞれ開催した。とくに後者においては、府社協民生委員研修の場にはじめて蜷川知事が出席し、激励のあいさつを行なった。⁽²⁵⁾ なお、府下の社協・民協において心配ごと相談を実施するところはすでに五三ヵ所にのぼり、研修へのニードが高まってきたところから、同年度より心配ごと相談所相談員研修会を開始している。

一九六五年四月、これまでの城丹民生委員連合会（一九五三年四月、京都市を除く郡市民生委員組織として発足）は、京都府民生委員児童委員協議会（以下「府民児協」と略す）として改組し、再発足した。同年五月、府・府社協・府民児協共催の「憲法と社会福祉を語るつどい」には府下民生委員も多数参加した。このつどいの閉会あいさつに立った府民児協会長木崎鴻太郎氏は、「われわれは与えられる立場からかちとる立場にまわらう」とよびかけたが、それは府下民生委員幹部層に社会福祉意識の変化が生起し始めたことを示す發言として注目されよう。

同年一二月、民生委員一斉改選があり、府下一、七七二名が選任された。この時の改選は年令の若返り化や婦人の増加など適格者の選任が全国的に重点目標とされたが、府下では平均年令五五・〇歳（全国平均五五・四歳）、新任率三七・八%（全国二七・七%）、婦人一九・八%（全国二七・九%）で、ほぼその目標を達成した。⁽²⁶⁾ この改選を機に府社協では府との共催で民協正副総務、新任民生委員を対象とする民生委員研修会を府下三ブロックで開催、約一、二〇〇名が参加した。この研修会では、積極施策へ転回しつつある府福祉行政の基本方針が提示された。このほか、六五年度よりの新たな共励事業として、民協総務連絡会長研修会、市町村民生児童委員研修会に対する経費助成（一五市町村分）が実施され、また民協実験地区に宇治市、舞鶴市が指定された。

一九六六年四月、府民児協に婦人部が発足した。婦人民生委員の自主組織の確立とともに、府下の民生委員活動は從来よりの低所得対策活動・相談活動に加え、家庭児童福祉活動、老人福祉活動の新展開に向かうこととなつた。六六年度共励事業の新たな工夫としても、民協正副総務・婦人代表研修会が府下三ブロックで開催されている。

同年度の特筆すべき試みは、府社協として民生委員制度五〇周年を記念し、民生委員活動の振興をはかるため、「民生委員アンケート」を実施したことである。このアンケートは一九六七年三月一日の時点で京都市、六市、郡部全民生委員数三、四七四名の一割を無作為抽出し、質問一八項目につき郵送法により実施、回収率八四・四%であった。その主要な結果については次のとおりであった。⁽²⁸⁾

まず民生委員に推せんされたとき、「奉仕者として努力しようと思った」が七三・四%であり、現在民生委員である」とについても八二・二%が「満足」している。住民の問題把握については「心配」と相談」を通してが最も多く四〇・九%，総じて受け身の傾向にある。世帯票の記入、世帯更生資金貸付制度の活用も半数を下まわり、低調である。社協と民協との関係は大半が協調関係としてとらえている。民生委員制度の性格については、「中立規定」（公的機関の業務と住民の要求を公的機関にもちこむ二つの役割を果たす）が四九・八%を占め、「住民要求代表者規定」は二八・三%，「出先機関規定」は一〇・六%であった。民生委員の権限については、現状肯定が多い（四二・六%）が、民間性強化指向も三一・七%となっている。社会福祉、社会保障については現状肯定的で、人権感覚がきわめて乏しい。生活保護について「貧しい人の権利」は一七・三%，「権利はいきすぎ」が六一・八%に達する。保護基準についても「最低生活を保障している」「これでやむをえない」あわせて七三%を占める。朝日訴訟についても「知っている」のは半数に満たず四〇・三%，それを「当然の要求」とするのは三〇・八%で、「現状では少し無理」「権利のらん用」含めて五一・八%を占める。ただ老人福祉については、「国が責任をもってあたる」（三八・六%）、働く婦人と児童の福祉についても「婦人が働くことは望ましい」とあり、児童福祉施設の拡充をのぞむ」（四六・一%）がそれぞれトッピングとなっている。

このアンケートの示すかぎりでは、民生委員の意識構造には鋭い人権感覚と批判的精神が欠落しており、民間自主活動を貫く進取の気象に乏しい。全体として否定し難い前近代的・停滞傾向は、革新府政の「憲法をくらしの中に生かそ

う」とする方向とは明らかに大きなギャップがある。しかしそれは民生委員制度の歴史的性格に根ざすものであつて、むしろアンケートにみられる三割程度のポジティブな権利認識への指向を評価すべきであるかも知れない。また地区別にみて、京都市よりもそれを除く府下においてポジティブな回答の割合が比較的高い傾向も注目される。

一九六七年五月、民生委員制度五〇周年記念全国民生委員総会が岡山市において開催され、「民生委員児童委員活動強化要綱」が決定された。「活動強化要綱」は民生委員の基本性格として自主性、奉仕性、地域性の三原則を示すとともに、民協の組織活動を強調し、重点活動として社会福祉モニター活動などを提起した。⁽²²⁾ 府社協においても五〇周年記念事業として、前述の民生委員アンケートを実施し、その報告書『みんせい委員のこえ』を刊行した。また同年一月には五〇周年記念府社会福祉大会、一二月には故小河滋次郎追悼法要が行なわれた。なお新たな共励事業として婦人民委員研修会が開始された。

以上のように、府社協は府当局との提携を強めながら、一九六二、三年頃から諸種の民生委員研修プログラムを提供することが可能となつた。そしてその積重ねを通じて次第に指導性を増し、とくに第二期末には「活動強化要綱」や民生委員アンケートの結果にもとづき、新たな活動への脱皮を方向づけるに至っている。こうして府社協の民生委員に対する働きかけは、守勢から攻勢へ一步踏み出しつつあつたが、民生委員の近代化・民主化への壁がいかに厚いものであるかは、さきの民生委員アンケートの結果によつても明らかであろう。

つぎに関連して、世帯更生資金貸付事業の状況についてみておこう。一九五五年度に発足したこの制度は、府社協第二期中につぎのように改められた。すなわち一九五九年度には生業資金貸付限度額特例一〇万円まで引上げ、同年一二月風水害（伊勢湾台風等）被災世帯対策としての「貸付特例」の施行、六一年度世帯更生資金、医療費貸付資金の統合、六二年度災害援護資金の新設、六三年度住宅資金転宅費新設、生業費等の貸付限度額引上げ、六五年度修学資金就学支度費新設等、六六年度更生資金、身体障害者更生資金技能習得費等の貸付限度額引上げ、六七年九月更生資金生業費、

第2表 京都府社協世帯更生資金貸付状況（第1期～第2期）

年度	府補助金 (事業費)	府補助金 (事務費)	貸付件数	貸 代 額	累 計	償還率 (全国平均)
1955	5,000,000円	100,000円	140	4,902,000円	4,902,000円	78.3 (75.8)
1956	5,000,000		124	4,317,000	9,219,000	45.0 (66.2)
1957	10,600,000		210	7,631,000	16,850,000	53.3 (66.1)
1958	10,500,000	1,500,000	304	10,271,500	27,121,500	52.4 (67.1)
1959	7,687,500	820,000	292	10,216,500	37,838,000	52.4 (68.5)
1960	8,100,000	2,080,000	316	11,993,500	49,331,500	52.4 (68.5)
1961	21,345,000	1,402,000	288	13,511,000	62,842,500	54.4 (70.6)
1962	17,100,000	1,405,600	411	26,923,000	89,765,500	59.1 (73.3)
1963	16,785,000	1,365,600	523	35,340,000	125,105,500	64.1 (76.8)
1964	36,559,000	1,347,600	482	41,370,500	166,476,000	68.2 (79.5)
1965	55,215,000	1,292,900	768	73,530,500	240,006,500	71.2 (81.7)
1966	40,271,000	1,338,500	536	53,779,300	293,785,800	73.8 (83.2)
1967	30,000,000	2,005,800	738	79,508,000	373,293,800	75.3 (84.6)

身体障害者更生資金生業費貸付限度額特例三〇万円まで引上げ等、がその主要なものであった。

府社協の貸付状況についてみれば、まず府の貸付事業費補助（制度補助）金は、第二表のとおり第二期初期の五九年度、六〇年度には従前よりも減少して一千万円台をかなり割るが、府の財政再建とともに六一年度以降は第二期当初の二倍以上に増大した。とくに不況時の六四年度、六五年度以降は三千万～五千万円台に達している。事務費補助は一九五八年度より制度補助となつたが、二百万円をピーコとしてむしろ増額が毎年抑えられてきた。それは原資の利子収入が別に見込まれたからでもある。いずれにしても、一般会計府補助金がせいぜい数百万円規模（最高六七年度五百万円台）であったのに対して、世帯更生資金貸付事業の補助金が数千万円規模（最高六五年度五千万円台）に増大してきた事実は、革新府政がこの制度を重要な低所得対策事業として次第に力点をおくに至つたことを示している。

貸付額については、一九五八年度以降一千万円台をこえ、六二年度～六四年度には二千万円～四千万円台に増大し、とくに不況時の五六年度には七千万円台に達している。こうして累計でみれば、五九年度に二千七百万円であったものが六〇年度には約五千万円とな

り、六三年度一億円台、六五年度二億円台を示し、六七年には三億七千万円に達している。零細な府社協一般会計財政規模に照してみても、この貸付事業はまったく不均衡なほどに膨脹の一途を辿っているのである。

しかしながら、一九五五年度と六七年度民生委員一人当たり取扱件数は一・四七に過ぎず、全国平均二・六九に比べてもかなり低調である。また償還率についても、一九五七年度以降一貫して全国最下位クラスを停迷しており、一九六六年度においても全国都道府県のうち下から五番目という状況であった。取扱い件数が少なくて、償還率も悪い状況の要因については、すでに前号第一期のところで指摘したことと同様である。もちろん、府社協としてもこの停滞状況を開けるため、郡市区町村社協・民生委員関係諸会議を通じて協力を求め、あるいは現地点検を行なうなど努力を傾けてきたが、結局みるべき成果を收めずして終った。そこで一九六七年度には、改善策の一つとして、市町村社協との貸付事務委託契約にふみきる方向を提示している。

④施設振興と福祉予算対策運動

府社協第二期における施設振興関係の新たな動きは、一九五九年九月京都府施設集会の開催から始まった。これは例年府社会福祉大会が一日の日程で、部会設定ができなかつたために、施設関係者から別に討議の場を保障するよう要請されていたものであった。

一九六〇年三月には、府社協総合委員会および保育事業対策委員会が六〇年度予算対策運動方針として、期末手当獲得よりもベ・ア要求に転換すべきことを確認している。六〇年度は、前述のように種別部会の再編成があり、また近畿・全国レベル種別関係集会の地元開催が集中した年でもあった。同年度には民間収容施設の老朽度調査が全国一斉に行なわれ、京都においても三五九棟のうち六四・九%が改修築を要することが明らかとなつた。⁽³¹⁾

一九六一年は、施設職員の待遇改善要求をめぐって京都における民間施設の団結が強まり、統一運動が展開され始めた年である。以下やや詳細にその過程を追跡してみよう。⁽³²⁾ まず同年一月一四日、京都民間社会福祉施設連合会（府保育

園長会、京都保母会など六団体で構成）主催により「厚生省予算確保、待遇改善要求民間社会福祉施設従事者決起集会」が京都民生会館で開かれ、四百名が結集して府知事、京都市長、各市町村長および厚生省、大蔵省その他に対する決議を採択した。この集会には京都総評、京教組など労働組合代表も連帯あいさつを述べている。

一月二一日には府社協従事者部会結成準備会が開かれた。社会福祉事業従事者の組織化については、府社協事務局として、すでに一九五八年第一回滋賀県社会福祉従事者大会、五九年一月社会事業近畿従事者懇談会、六〇年八月近畿府県社協従事者研修会などに参加し、その具体化を期していた。そしてさきの従事者決起集会の成功を背景として、施設長の了解のもとに結成準備会となつたのであるが、労働組合化への懸念もからんでついに結成には至らなかつた。ここに当時の従事者待遇改善運動の限界が示されている。

二月には前記連合会が集会決議にもとづき、京都市に対して独自の財政措置を求める統一請願書を提出している。なお一九六〇年度政府補正予算において施設職員の給与改訂は一一・九%で一〇月にさかのぼり支給されることとなつた。一九六一年度でも本俸七・五%アップと期末手当の増額がなされたが、依然として公務員給与の六五%程度に抑えられていた。

同年六月には、府社協の新たな施設関係集会として京都府保育研究集会が開始された。また同月、待遇改善の一環として社会福祉施設職員退職手当法が公布され、同年一〇月より都道府県社協においてもこの事務を取扱うこととなつた。

同年一月八日には、京都私立保育園保母労組が結成され、公務員なみの大巾賃上げ、越冬資金一万円、受持児童数改善などの要求をかかげてたたかいを開始した。私保労の結成は京都における民間社会福祉労働組合運動の復活であり、従事者待遇改善運動における自立的・本質的な担い手の出現を意味した。

同年一月二〇日には、府保育園長会理事会で全施設統一集会開催が提案され、六二年度社会福祉予算獲得への動きが活発化した。各種別施設に対する保育園長会のよびかけて三回の準備会が開かれ、二月八日には保母会のほかに私

保労も運動に合流を決定し、府下全施設関係者の統一態勢ができあがった。

かくて一二月九日、民生会館に四百名が結集して「民間社会福祉施設に働くものの大会」が開かれた。大会では①職員給与を速かに六〇%以上引上げること、②労基法を守れる職員定数を確保すること、③府市当局は生活補給金として一人一万円以上を支給すること、など八項目が決議された。さらに「京都民間社会福祉施設予算獲得対策委員会」（施設長、指導員、保母会、私保労などの代表で構成、事務局は府社協）の結成とその資金カンパが決定された。

一二月一二日にはその民間施設予対委第一回委員会が府社協で開かれ、即夜陳情第一班東上。一三日から府市へ波状的に陳情を開始し、中央へは電報や陳情書を発送した。同一四日から一九日まで三回の委員会を重ね、一七日には第二班東上。こうした運動の高揚を背景として、一二月一五日には京都市会で特別職手当増額を辞退、その額（三四六万円）を施設運営改善に当てることが決議された。

一二月二二日には百万遍知恩寺で「第二回民間社会福祉施設に働くものの大会」を開き、約三百名が参加、職員べ・ア、産休代替予算ゼロ回答という大蔵内示に激しく抗議した。同時に市会への感謝決議、街頭行進案の決定、第二回資金カンパ決議などがなされた。同二三日第三班東上、二五日第五回委員会。同二六日には府下未所有の「社会福祉予算獲得請願行進」を決行、京都市役所前に約四五〇名が集合し、プラカード、風船を各自携え、童謡を合唱しながら寺町を経て府庁前まで行進した。同月二八日、第六回委員会。ベ・ア問題悪転の報により関係各方面へ要請打電。⁽²³⁾

こうした運動の結果、一九六二年度政府予算において七月以降七・五%と一三%のベ・アが実施されることとなり、産休代替保母も確保された。また財政再建を終えた京都府は、一九六二年度に民間施設職員に対し年末慰労金（一人五千円）の支給を決めた。

なお一九六二年一月には、京都府社会福祉問題研究会、京都府児童福祉施設従事者連絡協議会がそれぞれ結成されている。また同年二月には、さきの民間施設予対委で京都社会保障推進協議会への加入を決議しているが、結局具体化せ

ずに終った。

一九六二年度の府社協施設振興関係事業としては、従来よりの部会を中心とする連絡調整、定例的施設関係諸集会の開催・参加に加えて、児童施設と里親を囲む座談会、養護施設給食調査、保育所保母給与調査が行なわれた。

一九六二年度の予算獲得運動としては、まず四月の民間施設予対委でメーデー参加方針が協議されたが、当日には結局部分的な参加にとどまつた。

同年一〇月頃より民間施設予対委の動きが次第に活発化していった。一二月一八日には「福祉予算確保緊急集会」が大谷婦人会館に二百名を集めて開かれ、①施設従事者の待遇大幅改善、②保育所利用保護者負担の軽減、③生活保護費の大増額を決議した。また一二月一二日から二六日にかけて東上陳情班（請願署名三万五千名提出）を送り、復活要求を重点に波状戦術を展開した。⁽³³⁾その結果、一九六三年度予算において生活保護基準一七%アップ、施設職員ベ・アハ%などの確保となつた。京都府においても六三年度より民間施設への設備改善費補助を開始した。

なお一九六二年度五月から八月にかけて、京都府保育園長会および京都府保母会はそれぞれ府・市保育園長会、府・市保母会および京都連合保母会に分離、再編成された。また一九六三年一月には京都市保育園保護者会が開かれ、保育料の軽減などを決議し、市内保護者組織の結成を申しあわせた。同年三月には京都市保育園保護者会連合協議会が結成されている。

一九六三年四月、施設関係者の連絡協調をはかるため、府社協に施設長連絡協議会が設置された。同年五月には、府市両社協共催で社会福祉施設職員実務研修会（施設管理、経理など）が二日間の日程で試みられた。

一九六三年の予算獲得対策運動としては、施設職員ベ・ア財源の確保が危ぶまれる状況のもとで、同年九月下旬より民間施設予対活動が展開された。例年のごとく、署名運動、資金カンペ、東上陳情運動が取組まれたが、資金不足からこの年は全国統一運動への参加にとどまり、京都での決起集会もなく盛りあがりを欠いた。このうち、一二月には労

働組合を含む従事者独自の全国集会として、「全国社会福祉事業従事者大会」が開かれ、注目を集めだが、京都民間施設予対委はこれに五名の代表を送っている。一九六四年度予算には生活保護基準一三%増、施設職員給与六・六%アップなどがようやく確保された。

一九六四年度には、「民間施設の近代化」をテーマとする社会福祉施設従事者研修会（二日間）が府社協主催で開かれた。

一九六四年の予算対策運動は、早くから補助金整理合理化による大きな危機が伝えられる中で展開された。京都では九月末から民間施設予対委の活動が開始されたが、この年より予対委に京都市保育園保護者会連合協議会代表が加わった。同年は史上三たび目の保育予算大幅削減が打出されていたところから、一〇月九日、府社協、保育二団体（園長会、保母会、保護者会）共催で「保育予算獲得京都決起集会」を民生会館を開き、三五〇名が参集した。決起集会では①国庫負担率八割の絶対確保、②全社協予対の保育予算要求項目貫徹、③全国保護者組織の統一、を決議した。

このあと一一月末から一二月末にかけて、全社協の統一運動と各業種別の運動とが危機感から例年以上に結束を固めて展開されたが、京都からも多くの代表者が東上し、これに加わった⁽³⁴⁾。その結果、一九六五年度予算は、当初のきびしい予想からやや好転して、生活保護基準一二%アップ、施設職員給与の国家公務員なみ引上げなど、ますますの成果を収めた。なお六四年一二月、京都府議会はさきの保育予算対策運動をうけて、「保育所の国庫負担は実質三割、措置費の増額と保護者負担の軽減をもとめる意見書」を採択した。また同年一一月には全国保育所保護者会が結成された。

一九六五年度には、施設の労務管理をテーマとして社会福祉施設長研修会が府社協主催で開始され、また府社協医療部会の中で医療ケースワーカ研修会が試みられた。

同年八月一三日、府社協としての社会福祉予算獲得対策委員会がスタートした。これは、従来の民間施設予対委が資金不足で運営の安定性を欠き、また民間施設の結束だけでは運動のさらなる発展を期しえなくなってきたところから、

革新自治体と社協活動（Ⅱ）

同委員会の要望により府社協がこれを発展的に継承することとなつたものである。同年の予算対策運動は、戦後最大の不況に直面したきびしい状況のもとで展開された。ハガキ戦術、地元代議士、厚生・大蔵各省などへの陳情、全国統一集会参加のほか、府社協主催により「保育予算獲得緊急京都集会」⁽³⁵⁾が同年一二月二四日、民生会館に二百名を集めて開かれ、保育予算五〇%増額要求など一〇項目を決議している。この結果、民間施設運営調整費（職員定期昇給分含む）、重症児施設整備、保育所の地域格差是正、市町村社協専門職員設置など、若干の成果をみた。

一九六六年には、府社協と京都ソーシャル・ワーカー協会の共催により、「専門職化の推進」をめざす研修が強化された。すなわち、第一回「社会福祉近代化セミナー」が六六年八月二九日から九月一六日にかけて、毎週三回計九日間にわたり、ナイト・スクールとして華頂短期大学において開かれ、施設職員はじめ約一五〇名がこれに参加した。また六七年三月にも社会福祉施設・機関のチームワークをテーマとして、「社会福祉事業従事者研究集会」が開催された。さらに同年度には府社協部会の企画による研修会として、従来の京都府保育研究集会（保育部会企画）に加え、児童部会・母子福祉部会企画による「児童福祉施設従事者研修会」（一泊研修）が試みられた。

一九六六年五月、府社協予対第六回委員会は、要求の科学的裏づけに力を入れるべきこと、国とともに地方自治体への運動を重視することを確認し、各種別・団体ごとに要求項目をまとめ、予対委にもちこむこと、予対委では国・地方自治体別に要求を区分すること、との方針をきめた。しかし、この方針の具体化は私保労、府・市保母会、府児童福祉施設連絡協議会、府社協老人福祉、母子福祉、児童各部会から要望書が提出された段階で終り、結局国への運動展開だけに追われることとなつた。地元での関係集会としては、前年にひき続き「保育予算獲得緊急京都大会」が開かれた。国の六七年度社会福祉予算は伸び悩み、新規要求項目は軒並み削除されたが、その中で生活保護費一三・五%、民間施設経営調整費五%アップなどがわずかにもり込まれた。

なお一九六六年には、府保母会が「保母の勤務条件等の調査」（六五年実施）結果にもとづき、府に対し代替保母補

助制度を要請し、その予算化が実現した。また同年には京都市内民間保育所の一部で措置費プール制による給与昇給制度が試みられたが、一方では市単費の援護費が削減された。

一九六七年度には、府社協の施設振興関係集会として、施設経営・人事管理についての施設振興セミナー、老人福祉施設経営近代化研究懇談会がそれぞれ開かれたとともに、第二回「社会福祉近代化セミナー」が「コミュニティと家庭」「社会福祉機関・施設の役割と働き」をテーマとして、一〇日間にわたって開講された。また民間施設職員の給与・労働条件について実態を科学的に究明し、その改善向上をはかつていくため、施設経営研究懇談会、施設従事者研究懇談会、およびその合同研究懇談会が組織され、これを母体として民間施設職員アンケート（一八五施設、一、六六四名対象、給与・労働条件に関する質問三〇項目）が検討され、郵送法により実施された（回収率七一・四%）。その結果は福祉白書NO・六「京都府民間社会福祉施設職員の給与および労働条件実態のまとめ」として刊行され、一九六八年度以降の処遇改善運動に大きく役立つこととなるのである。

一九六七年の予算対策運動は、七月府社協予対委の再開から始った。ちなみにこのときの同委員会の構成は、児童施設六、母子寮一、老人ホーム三、保育園長会七、保母会四、保育所保護者会一、保母労組一、保育協会二、府市社協各一、計三〇名であった。同年一〇月、予対委は一九六八年度厚生省概算要求の内容を検討し、国に対しても福祉予算の総枠拡大の方向で取組むことをきめた。前年度比二五%増の厚生省要求では既成制度の当然増分で四分の一程度は解消され、新規要求の余地が乏しいからである。また地方自治体に対しても大団結の運動展開を申しあわせ、国に対しても同様に府・市に対する統一要求項目が今回はじめてとりまとめられた。

ところが、国に対する予算獲得運動の結果は、「財政硬直化」「景気抑制」を理由に福祉予算がきびしく抑えられ、社会保障費の予算総額比は一三・八%で、六五年度一六・九%、六七年度一四・五%と下降傾向を辿り、物価高の中でも実質的に削減予算となつた。その中で生活保護費はやつと一三%アップとなり、施設運営費はわずか一千円アップ

の一万円となつた。

これに對して、京都府・市の六八年度福祉予算は、民間施設の統一運動に呼応する形で一定の前進をみせた。すなわち、府市協調（六七年二月富井革新市政誕生）のもとでの全国初の夏期代替職員設置補助（府・市）、民間施設職員退職金制度調査費計上（府）、年末慰労金の一万円への増額（府）、職員援護費の一万円への増額（市）などがそれである。なお、一九六七年九月には府下郡部の民間施設連絡協議会が結成されている。また同年には全種別にわたって自主的な研究組織が確立するに至り、研究活動の進展をみた。さらに同年は公私社会福祉労働組合の共闘が始まった年であり、五月六日には京都府職労民労支部、京都市職労民生支部、私保労、日社職組京都支部（六七年三月二〇日結成）共催で第一回「京都社会福祉研究集会」が開かれ、同年一〇月には施設児童に自衛隊を見学させようとした京滋レクリエーション大会の反対運動を共闘した。一方、統一要求運動前進の反面で、京都市内の保育界において給食センター（一九六七年一二月）を推進する京都市、保育園長会とそれに反対する私保労、保護者会とが激しく対立する局面もみられた。

さて以上の経過を総括すれば、府社協第二期の施設振興への取組みは、「民間施設の近代化」を打出した一九六四年頃より一定の方向づけを提示しうるに至った。そして六六年以降において近代化セミナーはじめ施設振興・専門職化プログラムに厚味が加わることとなつた。これにはとりわけ京都ソーシアル・ワーカー協会関係者、京都内外の学者・研究者集団の協力が大きな役割を果たしている。また六七年における研究懇談会方式による福祉白書運動の組織化は、施設振興への主体形成をめざす新たな試みとして注目されるであろう。しかし、その反面各種別の自主組織が確立されてくる中で、府社協種別部会の必然性が稀薄化する現象もみられ、広域社協としての対施設活動のあり方を再検討すべき時期に当面しつつあつたといえよう。

施設振興と関連する社会福祉予算対策運動については、一九六一年より民間施設予対委が組織され、府社協を拠点として私保労、保育所保護者会を含む統一要求運動が展開されていったこと、一九六七年には地方自治体に対する統一要

求をも組織し、一定の成果をあげたことが特筆される。この運動は官制的体質の府社協にソーシャル・アクション機能を導入させ、その民主化に影響を及ぼしたばかりでなく、全国的にもすぐれた運動形態の一つでもあった。

なお全国の予算対策運動を通じて、社協組織・社会福祉業界と政府自民党との癒着が深まり、とくに一九六三年五月社会福祉総連合結成、一九六五年六月参議院選挙、一九六六年一月社会保障推進連盟結成などを契機として、自民党中央の「福祉議員」擁立の選挙運動が露骨に展開されていくが、京都においては、民間施設予対委も府社協も超党派を貫き、選挙運動にタッチしなかった。それは、予対委の構成が多彩であること、また府社協会長が公安委員長であることによるが、それをもおしつつも客観条件として、革新自治体下という土壤が一定の歯どめとなっていたことを看過できない。

もちろん、京都の予算対策運動の弱点としては、施設関係者の統一運動にとどまり、それ以上の広汎な大衆運動には発展しえなかったこと、また労使アベック闘争としての矛盾や限界をかかえていたこと、などが指摘される。ただその過程での従事者部会の流産については、後に私保労や日社職組の結成によつて、相殺以上のうめあわせになつたといえよう。

⑤その他

府社協第二期における新たな問題別・業種別委員会活動についてみれば、まず一九六一年度婦人保護委員会、六二年度青少年福祉対策委員会、保健福祉委員会が設置された。しかし前二者は問題の研究協議に終り、組織化活動に結びつくことなく、数年のうちに活動停止状況に陥つた。保健福祉委員会についても府市関係機関の調整が難航し、一回の会合だけで立ち消えとなつた。一九六五年度には予算獲得対策委員会が設置され、民間施設予対委を継承して活動を開始したことは前に述べた。一九六七年度には精神薄弱者福祉問題対策委員会の結成準備会がもたれたが、結成には至つていない。

府社会福祉大会の開催については、第一期につづき毎年府との共催で京都市内または郡部において、表彰、意見発表を中心に一日の日程で行なわれ、七百名～千三百名の参集をえている（一九六三年度は中止して表彰式に切替る）。この中で、一九六四年度大会以降は社会福祉関係の記念講演がとり入れられ、一九六六年度大会は共同募金のあり方をめぐってパネル討議が試みられた。一九六七年度の大会は、憲法施行二〇周年・民生委員制度五〇周年を記念して開かれ、憲法原則をふまえた福祉活動の展開が強調された。

各年度の大会には、一九六六年度を除いて蜷川知事が出席しあいさつしているが、そのうち一九六〇年度大会では政府の高度経済成長政策に対し、「國民經濟は成長率九%であつても、貧しい者が九九%になつては大変なことあります」として、「經濟とくらしの調和」を唱え、自治体としてくらしを守り、社会福祉施策を進めることの重要性を強調している。⁽³⁵⁾ 一九六四年度大会では、「三つのいたみ」として、戦争の傷あと、戦後經濟の激しさと國民大衆の生活困難の増大、政策の誤りとくに高度成長政策のそれをあげ、社会福祉の対象と位置づけを明らかにしながら、「三つの傷をいやそう」とよびかけている。⁽³⁶⁾ また一九六五年度大会では、「くらしの周辺をみつめ、憲法の精神を生かし、ふるさとを守る福祉活動を展開しよう」とよびかけ、さらに一九六七年度大会では、「これから社会福祉は憲法の保障しているくらしを守るということをめざして進めなければならない」と強調している。⁽³⁷⁾

以上にみられる蜷川知事の発言の一端は、政府の高度成長政策を批判しながら、經濟・社会矛盾に対応して、憲法と地方自治の本旨にもとづき府民のくらしを守ることを一貫して強調し、その中に社会福祉施策を位置づけ、拡充を指向していること、民間の福祉活動についても憲法をふまえた方向での展開を期待していることがわかる。また一九六四年度大会では府協について言及し、湯浅会長らのもとで「いろいろの調査をし、問題を発見して少しでも社会福祉事業の推進に努力しようとやってきた」「府社協がしっかりとしてきたから、各地域においても一生懸命熱意にもえて努力していただくなつた」と、かなり高い評価を寄せている。ここに革新府政の府社協に対する認識がようやく定着し

てきたとみてよいであろう。

つまに、共同募金運動に対する府社協の協力についても一言ふれておく必要があろう。府社協の共同募金運動協力としては、社会福祉事業法第七六条の規定により、「目標額、受配者の範囲及び配分の方法」等につき毎年運動の開始前に意見具申を行なうとともに、「京都の福祉」などによる宣伝、街頭パレード、施設見学などを実施した。

しかし募金目標額は一九五四年度以来三、七〇〇万円にすえおかれ、実績額も目標額に達しなかつたが、一九六一年度にはようやく目標額を上まわった（一〇四・六%）。一九六三年八月には府共募金会長に後藤耕造氏退任のあとをうけて、湯浅府社協会長が就任するとともに、同年度目標額は一年ぶりに四千万円に引き上げられた（実績一一三・九%）。さらに一九六六年度にはこどもの遊び場整備・交通安全対策など、目標超過額からの新規開発事業特別配分が実施された。そして行管再勧告の行なわれた一九六七年度には、受配申請額の増大もあって目標額を四、五〇〇万円に引上げ、実績額一〇七・五%の達成となつた。またその配分については、府社協意見書などに対応して、施設配分を前年比二三%増とし、地域福祉計画を重視して社協配分を強化するとともに、超過配分の一〇%は開拓事業として肢体不自由児援護事業に配分された。

しかしながら、共同募金運動が開始された一九四七年には京都の目標額が二千万円であったのに對し、一〇年経てようやく一・五倍の四、五〇〇万円に引き上げられたにすぎず、その間の経済成長やインフレの激しい進行、民間福祉活動資金需要の著増に照してみても、京都の共同募金運動は大きな立遅れを示している。

ところで、府社協第一期は団体など事務受託の業務が複そうした時期であった。すなわち、一九五九年度には従来の府末人会連合会、府里親会連合会に加えて、保健福祉地区組織育成府協議会（育成協）の事務を受託した。なお同年には引揚援護愛の運動京都地方協議会がその任務を終り、解散した。一九六〇年度には京都肢体不自由児協会の事務受託が加わった。そして一九六一年度には、施設職員退職手当制度ならびに民生委員互助共励事業の事務を受託すること

革新自治体と社協活動（II）

となり、さらに団体関係として京都連合保母会、府保育園長会、府保母会（同年度のみ）、府老人クラブ連合会、日本ソーシャル・ワーカー協会府支部（後に京都ソーシャル・ワーカー協会と改称）の事務受託が一挙に重なった。

このうち、育成協が府社協に対し地域福祉組織化の実践を導いたことは前述した。府未亡人会連合会は、母子世帯の実態調査、母子福祉研修会・大会、母子家庭入学児童を励ます会などのプログラムや物資あっせんなどを通じて、母子世帯の組織化と母子福祉施策の拡充に大きな役割を果たしていった。府老人クラブ連合会は、府社協の老人クラブ実態調査や老人クラブ育成指導と一体的に結びついてその組織を拡大強化していく。また京都肢体不自由児協会は、友情年賀はがきの頒布、日本海療育キャンプの実施、父母の会の組織化などにより、府下肢体不自由児福祉に開拓的な役割を果たし、一九六六年度には府社協から独立するに至った。さらに京都ソーシャル・ワーカー協会は、毎年諸種の研究集会をつみ上げていったが、とくに一九六六年度から前述のようにナイト・スクールとしての「社会福祉近代化セミナー」を開催し、施設振興・専門性の向上に貢献した。

これら事務受託業務の遂行は、府社協自体の業務量の増大と事務局体制の弱体性によって、非常に困難となつていった。しかしその中で、団体の自主活動促進と組織強化に一定の成果が現われてくるとともに、府社協にとつてもこれらの団体と一体的になつて共同活動を展開したことが、自ら事業活動に幅と深みを加え、プラス要因となつたことも少なくない。（未完）

註

- (1) 京都府政研究会編『戦後における京都府政の歩み』汐文社、一九七三年、四六四ページ。
- (2) 同右、四三七ページ。
- (3) 同右、四四三～四五五ページ参照。
- (4) 自治体問題研究所京都民主府政研究会編『京都民主府政』自治体研究社、一九七四年、二〇三ページ。
- (5) 京都府社協機関紙『京都の福祉』第四七号（一九六四年一月）所収。

- (6) 同右、第五三号（一九六五年六月）所収。
- (7) 育成協については、拙稿「地域福祉組織の整備過程」佛教大学『社会学部論叢』第一号所収、一九六八年三月、七四二七五ページ参照。

- (8) 前掲『京都の福祉』第一号（一九六一年一月）参照。
- (9) 「社協基本要項」の意義と問題点については、前掲拙稿、七六二七七ページ参照。
- (10) 府社協昭和三七年度事業報告書『府社協一年のあゆみ』八ページ参照。
- (11) 前掲『京都の福祉』第二六号（一九六三年一月）および府社協『社協活動事例集』一九六三年、所収。
- (12) 府社協昭和三八年度事業報告書『府社協一年のあゆみ』六二七ページ参照。
- (13) 拙稿「調査活動こと始め」全社協『月刊福祉』第四八卷第三号（一九六五年三月）所収、参照。
- (14) 拙稿「くらしのなかの声」京都府統計課『統計調査』VOL4・NO・3（一九六四年八月）所収、参照。
- (15) 前掲『京都の福祉』第五〇号（一九六五年三月）参照。
- (16) 同右。
- (17) 前掲拙稿「調査活動こと始め」参照。
- (18) 府社協昭和四〇年度事業報告書『府社協一年のあゆみ』一三一ページ参照。
- (19) 府社協昭和四二年度事業報告書『府社協一年のあゆみ』三二四ページ参照。
- (20) 前掲『京都の福祉』第七七号と七八号（一九六七年一月と一二月）所収。
- (21) 全社協『民生委員制度五十年史』、一九六八年、一四二ページ参照。
- (22) 同右、一一六二一七ページ参照。
- (23) 同右、一四二二ページ参照。
- (24) 同右、三九八二四〇〇ページ参照。
- (25) 前掲『京都の福祉』第四四号（一九六四年八月）所収。
- (26) 同右、第五三号（一九六五年六月）所収。なお木崎鴻太郎氏は一九六五年五月末、過労による心臓マヒで死去し、「からむる方にもわろう」がその遺言となつた。
- (27) 同右、第五九号（一九六六年一月）参照。

革新自治体と社協活動（II）

- (28) 府社協『みんせい委員のこえ』一九六七年、参照。
- (29) 前掲『民選委員制度五〇年史』、四二七～四三四ページ所収。
- (30) 前掲『京都の福祉』第三号（一九六一年二月）所収。
- (31) 以下府社協第一期の民間施設統一運動の経過については、京都府社協芝田宇佐男氏の調査研究（レジュメ）を参考としながら、府社協資料によって確認・補充した。
- (32) 一九六一年一月二〇日以降の運動経過については、『京都の福祉』第一四～一五号（一九六一年一月～一月）所収。
- (33) 一九六二年度の予算対策運動については、同右、第二六号（一九六三年一月）所収。
- (34) 一九六四年度の予算対策運動については、同右、第四九号（一九六五年一月）
- (35) 同右、第五八号（一九六五年二月）所収。
- (36) 同右、創刊号（一九六〇年一二月）所収。
- (37) 同右、第四八号（一九六四年一二月）所収。
- (38) 同右、第五七号（一九六五年一二月）所収。
- (39) 同右、第七八号（一九六七年一二月）所収。
- (40) 同右、第四八号（一九六四年一二月）所収。